

子発0323第1号
障発0323第1号
令和3年3月23日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
子ども家庭局長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）が別紙のとおり公布され、令和3年4月1日又は同年7月1日から施行することとされました。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知いたしますので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 本省令の趣旨

指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）等の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

① 指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、指定障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対

応を認めるものとする。

- ② 利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めるものとする。

- (2) 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 49 号）の一部改正

婦人保護施設に関して、(1) ①に準じた改正を行うものとする。

- (3) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 15 年厚生労働省令第 21 号）の一部改正

身体障害者社会参加支援施設に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）の一部改正

① 指定障害者支援施設等に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

② 経過指定障害者支援施設等において指定就労継続支援 A 型を提供する場合に、厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないもの等とする。

- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）の一部改正
障害福祉サービス事業者に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）の一部改正
地域活動支援センターに関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）の一部改正
福祉ホームに関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）の一部改正

① 障害者支援施設に関して、(1) に準じた改正を行うものとする。

② 経過障害者支援施設に関して、(4) ②に準じた改正を行うものとする。

- (9) 児童福祉法施行規則の一部改正

小規模住居型児童養育事業者等に関して、(1) ①に準じた改正を行うものとする。

- (10) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正
児童福祉施設に関して、（１）①に準じた改正を行うものとする。
- (11) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正
指定障害児通所支援事業者等に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (12) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）の一部改正
指定障害児入所施設等に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）の一部改正
指定一般相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）の一部改正
指定特定相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (15) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）の一部改正
指定障害児相談支援事業者に関して、（１）に準じた改正を行うものとする。
- (16) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正
家庭的保育事業者等に関して、（１）①に準じた改正を行うものとする。
- (17) その他
所要の規定の整備を行うものとする。

3 施行期日

令和 3 年 7 月 1 日

（ただし、電磁的記録等による対応に係るもの以外の改正は、令和 3 年 4 月 1 日）